

## 木津川市公告第 165 号

木津川市ふるさと納税中間業務について、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 4 年 12 月 6 日

木津川市長 河井 規子

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

木津川市ふるさと納税中間業務

#### (2) 業務内容

別紙「木津川市ふるさと納税中間業務仕様書」

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで。

#### (4) 委託料の見積限度

寄附金額の 6% (消費税及び地方消費税を除く。)

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 木津川市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 経営不振の状態 (会社再生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項の規定により、更生手続開始の申立てをしたとき、民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

- (4) 国税又は地方税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び同条第号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 木津川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 36 条）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (8) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、国や地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 本業務について、十分な業務遂行能力と、本業務と類似の業務の受注実績を有すること。
- (10) (1) ～ (9) までは、協力会社についても同様とする。
- (11) 提案するサービスについては当市が今後サービスを利用する上で、関係する法律、府条例、市条例、要綱等に定める事務を処理する機能を有し、業務を滞りなく運営できるサービスであること。

### 3 参加申込みの手続き等

#### (1) 配布期間及び配布方法

##### ① 配布資料

- ・ 木津川市ふるさと納税中間業務公募型プロポーザル実施要領

・木津川市ふるさと納税中間業務仕様書

②配布期間

令和4年12月6日（火）から令和4年12月23日（金）

③配布方法

当市ホームページからダウンロードすること。

事業者向け>入札・契約>公募型プロポーザルの実施について(学  
研企画課)

(2) 受付期間

令和4年12月6日（火）から令和4年12月28日（水）正午

(3) 提出方法

①持参

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に  
限る。

②郵送

書留等の配達状況確認が可能な方法で、期限までに到着したもの  
に限る。

(4) 提出先

住所：〒619-0286 京都木津川市木津南垣外 110-9

担当：マチオモイ部学研企画課 井上

電話：0774-75-1201（直通）

FAX：0774-75-2701

メール：kikaku@city.kizugawa.lg.jp